

平成27年度 第3回

鶴岡市国民健康保険運営協議会

日 時 : 平成27年12月24日(木) 午後1時～

場 所 : 鶴岡市役所 委員会室

会 議 次 第

H27.12.24 平成 27 年度第 3 回国保運営協議会

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名

4. 協 議

(1) 収支改善の取組みについて (資料 1)

(2) その他 (資料 2)

5. その他

6. 閉 会

国保の収支改善の取組みについて（再提案）

1 前回（11月19日開催）の国保運営協議会での意見等

(1) 残薬について

残薬について、税率が上がるとすれば、あらゆる方向から考えていくのが良いのではないか。

→ 適正な服薬について、市のホームページや「国保だより」で啓発するようにしたい。

(2) 特々分について

特々分の見込んだ数字も出して欲しい。

→ 資料で提示している数値は、特々分を見込んでいる。

(3) もっと精査が必要である。

もっと精査して市民の負担増を求めない策が必要である。

→ 財政見通しについて、歳入歳出の各項目の数値を精査したが、現時点では妥当なものと判断している。

(4) 収納率の改善について

収納率の改善をどのような形でやっていくかを提示してもらいたい。

→ 東根市の状況を聞いたところ、特別なことはしていないということであったが、鶴岡市と比較して口座振替の加入率が20%近くも高いことから、それが要因と考えられるため、口座振替の推進について、前回説明した取組みに加えて、国保加入時に窓口で口座振替の勧奨を実施することとしたい。

さらに、東根市では平成25年度からコンビニ収納を実施し、現年度分の収納率が、平成24年度の95.10%から、平成25年度は、96.61%へと、1.51ポイント上昇しており、これはコンビニ収納の影響と思われることから、来年度からのコンビニ収納の実施については、その周知に努めて、収納率の向上を図ることとしたい。

(5) 国や県への要望について

国や県への要望をどんな形で連合会としてやっているのか資料を提示していただきたい。

→ 国保連合会では国保中央会が国へ要望しており、別紙1のように、今年2月の要望書では、制度改正にかかるものとしては、高額療養費の多数回該当の引継や国保データベースシステムのデータ提供など、制度運用にかかるものとしては、保険給付事務の簡素化や保険給付の点検等について、システムの開発、整備に関する要望としては、国保連資産の積極的活用や番号制度との関連などについて要望している。

このほか、全国知事会では、昨年の7月に「国民健康保険制度の見直しに関する提言」を出して抜本的な財政基盤の強化を、今年8月には平成28年度の予算に関する提案・要望として、医療保険制度の改革等を着実にを行うことや、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図ることなどを要望しており、さらに、全国市長会でも、昨年6月と今年の6月に「国民健康保険制度等に関する提言」により、保険者への財政支援の実施と市町村の負担増とならないよう要望している。また、本市では、県市長会等を通して福祉医療にかかる国庫負担金の減額措置の廃止要望などを行っている。

(6) 市民への説明について

値上げについて、市民のみなさんにわかるような説明の在り方についても提示して欲しい。

→ 国保会計の決算の状況や、税率改定の必要性について、図解等により分かりやすい内容とした「国保だより」を市広報に折り込んで全戸配布し、また、市のホームページでも改定についてお知らせするなど、わかりやすい説明に努めたい。

(7) 納期について

現在は9回に分けて分割納付しているが、1回分を減らして10回にできないか検討してもらいたい。

→ 県内では米沢市と長井市が第1期を6月とする10回納期制を採用している。本市でも10回納期制を採用することは可能と思われるが、そのためには課税業務の電算システム改修と課税業務以外の収納管理や帳票読み取り等の関連システムの改修を行い、併せて介護などの他の業務システムへの影響の確認も行う必要がある。また、納税通知書をはじめとする帳票類の変更等も必要となってくる。こうした改修・変更作業を漏れなく確実に完了したうえで6月に納税通知書を発送することはスケジュール的に無理があり、システム改修等に必要の予算の増額措置なども必要であることなどから、現時点では来年度の実施は困難と考えているが、平成30年度の共同運営によるシステム改修を踏まえて検討したい。

2 国保税改定案の再提案

前回いただいた意見等を踏まえ、改定率について再度検討を行った。財政見通しの歳入歳出の各項目については、数値の修正は難しいと判断し、基金保有高について見直しを行った。その結果、改定率を変更して再提案するものである。

(1) 基金保有高の見直しによる改定率の変更

約2億8千万円としていた基金保有高から約1億5千万円を取崩して歳入を同額増やし、それによって平成28年度と平成29年度で補てんする額を約10億4千万円から約8億9千万円に引き下げ、改定率を前回提示した21.69%から2.31ポイント下げて、19.38%とすることとしたい。

医療費適正化の推進に向けた取組みについて

1 特定健診・特定保健指導の推進

平成27年度にデータヘルス計画を策定して、国庫補助事業枠の拡大し、特定健診の未受診者対策として、未受診者の状況調査や受診勧奨、40歳未満者への健診実施による受診の意識付けなどを行うことにより、特定健診の実施率とその結果に基づいて特定保健指導をより推進していくこととしている。

2 ジェネリック医薬品に係る差額通知の継続

ジェネリック医薬品の普及を図ってきた結果、平成26年度末には新指標で70.56%となっているが、差額通知を今後も継続して、さらなる普及を図る。

3 人間ドック助成事業の推進

1人7千円の助成額について、ドック受診の促進効果、被保険者の抱く負担感等に一定の成果が上がっていると考えており、今後も推進していく。

4 健康増進事業の推進

健康増進のため、「里山あるき」や「健康の集い」などの事業を実施して、体力づくりや健康への意識づけなどの啓発を行っており、事業も定着化して一定の成果を上げていると考えている。健康寿命の延伸のため、さらに事業を推進していく。

5 適正受診の推進

かかりつけ医の普及、休日夜間診療所や救急電話相談の利用などを進め、いわゆる「はしご受診」や「安易な救急医療機関受診」の防止を図る。

6 第三者行為に係る求償の推進

第三者行為について加害者へ適正な求償を実施し、医療費の適正負担に努めることによって、保険者負担の適正化を進めていく。

7 残薬対策

残薬対策として、適正な服薬について、市のホームページや「国保だより」で啓発する。

国保税の収納率の向上対策について

1 口座振替の推進

全国的に、口座振替実施率の高い所は、収納率も高いという傾向が窺えることから、国保税を普通徴収の方法で納付すべき納税義務者については、口座振替による納付を基本とし、納税通知書への口座振替依頼書の同封、金融機関窓口や各種広報での啓発、加入時窓口での口振勧奨など、あらゆる機会を利用して、口座振替による納付を勧奨していく。

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
加入件数	94,951 件	92,306 件	90,789 件	87,508 件
加入率	51.4%	50.9%	49.1%	48.7%
振替率	47.1%	46.9%	47.2%	47.0%

2 納税推進員の活用

引き続き嘱託の徴収職員（現在 9 名：うち国保会計負担 4 人）を配置し、電話催告や訪問徴収を徹底することにより、徴収実績の底上げを図る。

3 滞納処分の適正執行

悪質滞納者を的確に峻別し、不動産公売をはじめとして、動産のインターネット公売や預貯金等の債権の差押えなどにより、滞納額の削減を進めていく。

4 広域化施策の活用

「山形県市町村国民健康保険広域化等支援方針」に設定された毎年度の目標収納率を上回ることで、県調整交付金に定額の上乗せ措置が講じられることから、収納率の向上とともに、財源確保を図る。

5 コンビニ収納の実施

平成 28 年度から、納付機会の拡大と納税者の利便性向上のために、コンビニエンスストアでの納付を可能として、収納率の向上を図る。



平成 27 年 2 月 4 日

厚生労働省保険局長 唐澤 剛 殿

公益社団法人国民健康保険中央会

理事長 柴田 雅人



国民健康保険制度改革に関する要望書

今般検討が行われている医療保険制度改革においては、国民健康保険制度に関し、制度創設以来半世紀ぶりの大改正となることが見込まれています。

今回の制度改革では、都道府県と市町村が共同で国民健康保険制度を運営することになることから、新たな役割分担を踏まえつつ、より効果的・効率的な運営の仕組みを構築する必要があります。

そのためには、国保保険者が共同して目的を達成するために設立された組織（今回の改革により都道府県も新たに会員として加わることになる）である国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の有する機能を最大限活用することが不可欠と考えます。

また、都道府県及び市町村が役割分担に基づく保険者業務を的確に遂行していくためには、新しい業務処理システムの構築が必要となりますが、その開発には多くの時間を要することから、十分な準備期間を確保していただくご配慮をお願いするとともに、システム構築経費についても国における財政支援措置が必要です。

つきましては、平成 30 年度に実施予定の国保財政運営の都道府県単位化後における制度運営が円滑に進められますよう、下記の事項について要望をいたしますので、その実現方ご配慮をお願い申し上げます。

記

I 制度改正に係る要望

1 関連法案の早期成立について

今回の国民健康保険制度の改革に関連する法案について、新制度への移行の準備を的確に行うため、早期に成立するよう万全を期していただきたい。

2 国保連における都道府県の位置づけについて

国保連の認可監督権を有し、また国保運営方針を定める立場にある都道府県が新たに国保連の会員として加入することとなるものと考えられるが、会員としての位置づけについては、市町村との関係等を配慮された上での適切な対応をお願いしたい。

3 都道府県内転居における高額療養費の多数該当の引継ぎについて

新たな仕組みでは、保険給付については市町村ごとの運営となるものと考えられるが、少なくとも同一都道府県内で転居した場合は、高額療養費の多数該当の履歴を引き継ぐなど被保険者への利便性を高める仕組みを検討されたい。

4 国保データベース(KDB)システムに係る保険者のデータ提供について

国保連が運営している国保データベース(KDB)システムは保険者から提供される健診・医療・介護の情報を総合的に利活用し、保険者の効率的・効果的な保健事業の実施をサポートするものであり、国が推進するデータヘルズに大いに貢献するものとして期待されている。

また、保健事業の実施は、被保険者等の健康の維持増進に効果的であることはもちろん、医療費等の適正化・効率化にも資する極めて重要な課題であ

ることから、これを地域全体で推進して行くためにも、保険者は、データを用いた保健事業の推進に努めなければならない旨の規定を整備していただきたい。

II 制度運用に係る要望

1 国保運営方針策定に当たっての国保連の活用について

都道府県が国保運営方針を定めるに当たっては管内市町村の意見を取りまとめることが必要と思われるが、都道府県及び市町村の意見交換ならびに集約の場として、全保険者が加入している国保連を活用していただきたい。

2 保険給付事務の簡素化について

保険給付に必要な費用は都道府県から市町村に交付され、市町村が審査支払事務を委託する国保連に対し必要な給付費を支払うことになると思料されるが、当該業務を簡素合理化するために、(市町村からの委託等を前提として) 都道府県から国保連に対して当該経費が直接支弁されるような運用が可能となるようにしていただきたい。

3 保険給付の点検について

保険給付に係る点検については、市町村のほかに都道府県も行えるようになるものと認識しているが、その実施に当たっては、両者の役割分担を明確化するなどの効率的な仕組みとされたい。

また、仮にそれぞれが独自に点検を実施し、それぞれが再審査請求できることとなると再審査業務が煩瑣となり、高額療養費の支払いも遅れるなどの問題が生じかねないことから、国保連への申し出方法を合理化するなど、業務の円滑化が図られる仕組みとされたい。

4 事務の平準化の促進に係る国の役割について

新たな都道府県の役割として、市町村が担う事務の平準化等の促進を図ることが想定されているが、事務の平準化を進めるに当たっては、国の役割も重要であり、イニシアティブをとっていただきたい。

III システムの開発、整備に関する要望

1 基本的な要件の提示について

新制度施行までの限られた期間の中でシステム開発を行うためには、国保制度の見直し後の都道府県と市町村の業務内容及び新システムに求められる具体的要件（機能）を早期に提示いただきたい。

2 国保連資産の積極的な活用

国保連は国保業務の実施のためのネットワーク網等を有しており、これらを活用することにより、開発期間の短縮、開発費用の削減が可能である。新システムの開発では、これら国保連が保有する既存資産の積極的な活用をお願いしたい。

また、国保制度の見直しでは、同一都道府県内に転居した場合における被保険者の利便性の向上、例えば高額療養費の多数回情報などの給付の引継ぎを実現することが大きな課題となっている。

このことを実現するためには、資格情報、給付情報の一元管理が必要であるが、これまでの実績からも、国保連が一括して実施できるよう、適切な対応をお願いしたい。

3 番号制度との関連

前記 I の 3 に記載の高額療養費の多数回情報などの給付の引継ぎを実現

するためには、市町村をまたいだ世帯、個人の紐付けが必要であり、個人番号の利用が必要と考えられる。

また、新システムは、国保制度の見直しだけでなく、番号制度における国保情報の集約機能の役割を担うことが想定されることから、国保連が個人番号を利用することが必要と考えられるので、適切な対応をお願いしたい。

国民健康保険税率改定案(修正案)

○改定率修正についての考え方

基金の保有高を約2億8千万円とすることとして試算したが、税率を抑えるために再度検討した結果、基金保有高を約1億5千万円減額して歳入を同額増やすこととし、それにより、平成28年度と平成29年度で補填する額を約10億4千万円から約8億9千万円に引き下げ、改定率を下げることにした。その結果、税率を以下のように修正して算定した。

[医療分]

	所得割	資産割	均等割	平等割
現 行	6.0%	19.5%	24,000円	20,000円
改定案	8.3%	19.5%	25,200円	22,200円
差	2.3%	0.0%	1,200円	2,200円

○修正点 (所得割) 8.6% → 8.3%

(均等割) 27,000円 → 25,200円

[介護分]

	所得割	資産割	均等割	平等割
現 行	2.2%	7.5%	9,700円	5,900円
改定案	2.6%	7.5%	10,800円	8,400円
差	0.4%	0.0%	1,100円	2,500円

○修正なし

※加入者一人平均 (年) 19.38% (21,154円)増

◎所得階層・世帯人員別税率改正影響額表（改定率19.38%）

所得額 (基礎控除前)	医療給付費分		後期支度金分		介護納付金分	
	現行	改正(案)	現行	改正(案)	現行	改正(案)
所得割率	6.0%	8.30%	2.40%	2.40%	2.20%	2.60%
資産割率	19.50%	19.50%	10.00%	10.00%	7.50%	7.50%
均等割額	24,000円	25,200円	7,800円	7,800円	9,700円	10,800円
平等割額	20,000円	22,200円	9,500円	9,500円	5,900円	8,400円

*資産税額 49,000円
(世帯平均)

※表の見方

軽減該当 改正前税額
改正後税額 増減額
改正率

【参考：各所得区分における所得金額の収入金額換算】

所得額 (基礎控除前)	所得額 (基礎控除後)	事業所得	給与収入	公的年金収入 (65歳未満)	公的年金収入 (65歳以上)
33万円以下	33万円以下		980,000円以下	1,030,000円以下	1,530,000円以下
59万円以下	59万円以下		1,240,000円以下	1,290,000円以下	1,790,000円以下
80万円以下	80万円以下		1,450,000円以下	1,566,666円以下	2,000,000円以下
85万円以下	85万円以下		1,500,000円以下	1,633,333円以下	2,050,000円以下
111万円以下	111万円以下		1,843,999円以下	1,980,000円以下	2,310,000円以下
127万円以下	127万円以下		2,071,999円以下	2,193,333円以下	2,470,000円以下
137万円以下	137万円以下		2,215,999円以下	2,326,666円以下	2,570,000円以下
163万円以下	163万円以下		2,587,999円以下	2,673,333円以下	2,830,000円以下
174万円以下	174万円以下		2,743,999円以下	2,820,000円以下	2,940,000円以下
189万円以下	189万円以下		2,959,999円以下	3,020,000円以下	3,090,000円以下
215万円以下	215万円以下		3,331,999円以下	3,366,666円以下	3,366,666円以下
315万円以下	315万円以下		4,615,999円以下	4,629,411円以下	4,629,411円以下
409万円以下	409万円以下		5,787,999円以下	5,795,294円以下	5,795,294円以下
501万円以下	501万円以下		6,900,000円以下	6,817,647円以下	6,817,647円以下
605万円以下	605万円以下		8,055,555円以下	8,005,263円以下	8,005,263円以下
605万円超 (700万円)	605万円超 (700万円)		9,111,111円以下	9,005,263円以下	9,005,263円以下

所得金額＝
収入金額－必要経費

所得額 (基礎控除前)	1人世帯 (介護2名被保険者1人)		2人世帯 (介護2名被保険者1人)		3人世帯 (介護2名被保険者1人)		世帯数 構成割合 累積割合	増減状況
	7割軽減	5割軽減	7割軽減	5割軽減	7割軽減	5割軽減		
33万円以下	41,000円	50,600円	60,100円	62,900円	60,100円	62,900円	6,618世帯 35.3%	
59万円以下	5.1%	4.9%	2,500円	2,800円	2,500円	2,800円	35.3%	
80万円以下	12.6%	11.2%	99,800円	115,700円	115,700円	127,500円	1,728世帯 9.2%	
85万円以下	14.2%	13.7%	111,000円	127,500円	127,500円	144,680円	44.6%	
111万円以下	14.0%	14.2%	122,200円	138,100円	138,100円	155,400円	1,294世帯 6.9%	
127万円以下	15.8%	14.7%	147,600円	167,000円	167,000円	183,000円	51.5%	
137万円以下	16.7%	15.6%	180,000円	204,600円	204,600円	230,000円	283世帯 1.5%	
163万円以下	17.1%	15.3%	177,600円	204,600円	204,600円	240,600円	1,646世帯 8.8%	
174万円以下	18.1%	16.4%	205,600円	236,500円	236,500円	262,900円	61.8%	
174万円以下	18.5%	16.8%	226,900円	266,500円	266,500円	329,900円	947世帯 5.1%	
189万円以下	18.9%	17.3%	32,400円	31,900円	31,900円	32,900円	66.8%	
215万円以下	19.5%	17.9%	205,100円	236,500円	236,500円	276,200円	504世帯 2.7%	
315万円以下	21.1%	19.8%	240,200円	273,200円	273,200円	353,600円	69.5%	
409万円以下	22.0%	20.9%	232,700円	264,500円	264,500円	268,200円	1,184世帯 6.3%	
501万円以下	22.6%	21.6%	274,800円	307,800円	307,800円	310,800円	75.9%	
605万円以下	19.7%	15.6%	42,100円	43,300円	43,300円	42,600円	404世帯 2.2%	
605万円超 (700万円)	8.5%	5.2%	288,400円	322,400円	322,400円	325,400円	493世帯 2.6%	
			45,100円	46,300円	46,300円	45,600円	78.0%	
			260,200円	292,000円	292,000円	323,800円	493世帯 2.6%	
			309,400円	342,400円	342,400円	375,400円	80.6%	
			56,100円	57,300円	57,300円	58,500円	701世帯 3.7%	
			383,800円	425,600円	425,600円	457,400円	1,542世帯 8.2%	
			476,900円	509,900円	509,900円	542,900円	92.6%	
			83,100円	84,300円	84,300円	85,500円	601世帯 3.2%	
			493,400円	525,200円	525,200円	557,000円	95.8%	
			602,000円	635,000円	635,000円	668,000円	283世帯 1.5%	
			108,600円	109,800円	109,800円	111,000円	97.3%	
			591,000円	622,800円	622,800円	654,600円	167世帯 0.9%	
			724,300円	757,300円	757,300円	790,300円	330世帯 1.8%	
			133,300円	134,500円	134,500円	135,700円	100.0%	
			701,200円	733,000円	733,000円	765,800円		
			138,200円	144,200円	144,200円	150,200円		
			787,700円	807,700円	807,700円	831,700円		
			850,000円	850,000円	850,000円	850,000円		
			66,300円	42,300円	42,300円	18,300円		
			5,909千円	5,606千円	5,606千円	5,302千円		
			6,489千円	6,164千円	6,164千円	5,839千円		
			5,605千円	5,605千円	5,605千円	5,605千円		

認定条件
①世帯主は被保険者 ②所得は全世帯主の所得 ③所得は事業所得とする ④世帯数は27年度標準世帯数
⑤限度額は27年度改正額で試算
1,153,306
世帯当り
計18,725世帯
H27年度平均所得

【県内13市比較】平成27年度国民健康保険税 試算例(改定率19.38%)

★設定条件

年齢	所得額	固定資産税額
主 42歳	2,500,000円	50,000円
妻 40歳	850,000円	0円
0 0歳	0円	0円
0 0歳	0円	0円

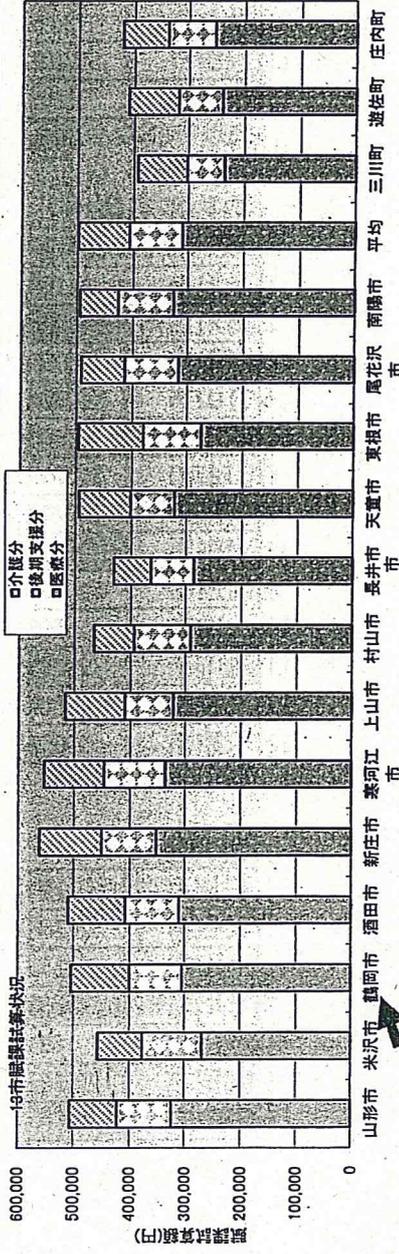
鶴岡市

所得割	資産割	均等割	平等割
8.30%	19.50%	25,200	22,200

山形市

所得割	資産割	均等割	平等割
9.42%	0.00%	22,800	26,700

保険者名	医療分				後期高齢分				介護分				計	順位		
	所得割	資産割	均等割	平等割	計	所得割	資産割	均等割	平等割	計	所得割	資産割			均等割	平等割
山形市	253,398	0	45,600	26,700	325,600	75,051	0	13,400	8,400	96,800	55,952	0	27,200	0	83,100	5位
米沢市	193,680	7,900	41,600	24,800	267,900	83,390	1,000	15,200	9,500	109,000	56,490	725	15,800	6,400	79,400	12位
鶴岡市	223,270	9,750	50,400	22,200	305,600	64,560	5,000	15,600	9,500	94,600	69,940	3,750	21,600	8,400	103,600	6位
酒田市	225,960	7,700	56,400	21,800	311,800	69,940	2,650	17,600	6,700	96,800	69,940	3,100	21,600	5,800	100,400	4位
新庄市	253,398	11,000	60,000	29,200	353,500	69,133	4,000	16,600	7,900	97,600	74,244	1,900	23,600	10,300	110,000	1位
寒河江市	247,480	11,000	53,400	26,000	337,800	80,700	3,500	17,200	7,600	109,000	75,320	4,000	20,400	6,700	106,400	2位
上山市	223,270	17,500	57,000	26,000	323,700	67,250	0	19,600	0	86,800	76,665	0	28,000	0	104,600	3位
村山市	220,580	6,000	41,200	23,400	291,100	78,010	1,000	16,200	7,800	103,000	47,075	350	15,600	7,800	70,800	11位
長井市	196,370	11,500	57,600	20,400	285,800	53,800	3,000	16,800	5,400	79,000	40,350	4,000	16,800	5,400	66,500	13位
天童市	228,650	1,500	60,000	33,400	323,500	53,800	1,150	15,200	8,500	78,600	61,870	1,400	20,600	7,800	91,600	9位
東根市	196,370	9,300	46,800	22,000	274,400	80,700	4,350	13,000	7,200	105,200	88,770	2,600	19,000	5,900	116,200	7位
尾花沢市	228,650	9,500	53,800	26,000	317,900	69,940	3,000	17,000	7,000	96,900	48,420	4,000	18,800	6,000	77,200	10位
南陽市	236,720	14,000	51,000	26,200	327,900	72,630	4,000	14,800	7,600	99,000	43,040	4,000	16,000	5,000	68,000	8位
単純平均	225,215	8,973	51,908	25,238	311,269	70,685	2,512	16,015	7,162	96,331	62,160	2,294	20,385	5,808	90,600	499,200
三川町	161,400	6,500	46,000	22,000	235,900	45,730	2,500	12,600	6,000	66,800	61,870	3,000	19,400	6,000	90,200	392,900
遊佐町	165,973	6,820	48,000	19,100	239,800	55,952	2,260	15,800	6,300	80,300	58,642	2,710	22,400	6,400	90,100	410,200
庄内町	176,195	6,500	56,000	15,000	253,600	59,180	4,450	16,000	7,300	86,900	49,765	3,750	21,200	6,200	80,900	421,400



最上位市と当市との比較	57,300円	111.37%
単純平均と当市との比較	-5,600円	98.89%

平成27年度 13市国民健康保険税率一覧

[改定率19.38%]

※鶴岡市の税率は改正後税率案に置き換え後

※太字:鶴岡市、網掛け:本年度改定

◎医療分

保険者名	所得割
1 山形市	9.42%
1 新庄市	9.42%
3 寒河江市	9.20%
4 南陽市	8.80%
5 天童市	8.50%
5 尾花沢市	8.50%
7 酒田市	8.40%
8 鶴岡市	8.30%
8 上山市	8.30%
10 村山市	8.20%
11 長井市	7.30%
11 東根市	7.30%
13 米沢市	7.20%

※現行税率 6.00%

保険者名	資産割
1 上山市	35.00%
2 南陽市	28.00%
3 長井市	23.00%
4 新庄市	22.00%
4 寒河江市	22.00%
6 鶴岡市	19.50%
7 尾花沢市	19.00%
8 東根市	18.60%
9 米沢市	15.80%
10 酒田市	15.40%
11 村山市	12.00%
12 天童市	3.00%
13 山形市	0.00%

※引上げ無し

保険者名	均等割
1 新庄市	30,000円
1 天童市	30,000円
3 長井市	28,800円
4 上山市	28,500円
5 酒田市	28,200円
6 尾花沢市	26,900円
7 寒河江市	26,700円
8 南陽市	25,500円
9 鶴岡市	25,200円
10 東根市	23,400円
11 山形市	22,000円
12 米沢市	20,800円
13 村山市	20,600円

※現行額 24,000円

保険者名	平等割
1 天童市	33,400円
2 新庄市	29,200円
3 山形市	26,700円
4 南陽市	26,200円
5 寒河江市	26,000円
5 上山市	26,000円
5 尾花沢市	26,000円
8 米沢市	24,800円
9 村山市	23,400円
10 鶴岡市	22,200円
11 東根市	22,000円
12 酒田市	21,800円
13 長井市	20,400円

※現行額 20,000円

◎後期高齢分

保険者名	所得割
1 米沢市	3.10%
2 寒河江市	3.00%
2 東根市	3.00%
4 村山市	2.90%
5 尾花沢市	2.80%
6 山形市	2.79%
7 南陽市	2.70%
8 酒田市	2.60%
9 新庄市	2.57%
10 上山市	2.50%
11 鶴岡市	2.40%
12 長井市	2.00%
12 天童市	2.00%

※引上げ無し

保険者名	資産割
1 鶴岡市	10.00%
2 東根市	8.70%
3 新庄市	8.00%
3 南陽市	8.00%
5 寒河江市	7.00%
6 長井市	6.00%
6 尾花沢市	6.00%
8 酒田市	5.30%
9 天童市	2.30%
10 米沢市	2.00%
10 村山市	2.00%
12 山形市	0.00%
12 上山市	0.00%

※引上げ無し

保険者名	均等割
1 上山市	9,800円
2 酒田市	8,800円
3 寒河江市	8,600円
4 尾花沢市	8,500円
5 長井市	8,400円
6 新庄市	8,300円
7 村山市	8,100円
8 鶴岡市	7,800円
9 米沢市	7,600円
9 天童市	7,600円
11 南陽市	7,400円
12 山形市	6,700円
13 東根市	6,500円

※引上げ無し

保険者名	平等割
1 米沢市	9,500円
1 鶴岡市	9,500円
3 天童市	8,500円
4 山形市	8,400円
5 新庄市	7,900円
6 村山市	7,800円
7 寒河江市	7,600円
8 東根市	7,200円
9 尾花沢市	7,000円
9 南陽市	7,000円
11 酒田市	6,700円
12 長井市	5,400円
13 上山市	0円

※引上げ無し

◎介護分

保険者名	所得割
1 東根市	3.30%
2 上山市	2.85%
3 寒河江市	2.80%
4 新庄市	2.76%
5 鶴岡市	2.60%
5 酒田市	2.60%
7 天童市	2.30%
8 米沢市	2.10%
9 山形市	2.08%
10 尾花沢市	1.80%
11 村山市	1.75%
12 南陽市	1.60%
13 長井市	1.50%

※現行税率 2.20%

保険者名	資産割
1 寒河江市	8.00%
1 長井市	8.00%
1 尾花沢市	8.00%
1 南陽市	8.00%
5 鶴岡市	7.50%
6 酒田市	6.20%
7 東根市	5.20%
8 新庄市	3.80%
9 天童市	2.80%
10 米沢市	1.45%
11 村山市	0.70%
12 山形市	0.00%
12 上山市	0.00%

※引上げ無し

保険者名	均等割
1 上山市	14,000円
2 山形市	13,600円
3 新庄市	11,800円
4 鶴岡市	10,800円
4 酒田市	10,800円
6 天童市	10,300円
7 寒河江市	10,200円
8 東根市	9,500円
9 尾花沢市	9,400円
10 長井市	8,400円
11 南陽市	8,000円
12 米沢市	7,900円
13 村山市	7,800円

※現行額 9,700円

保険者名	平等割
1 新庄市	10,300円
2 鶴岡市	8,400円
3 村山市	7,800円
3 天童市	7,800円
5 寒河江市	6,700円
6 米沢市	6,400円
7 尾花沢市	6,000円
8 東根市	5,900円
9 酒田市	5,800円
10 長井市	5,400円
11 南陽市	5,000円
12 山形市	0円
13 上山市	0円

※現行額 5,900円

鶴岡市国民健康保険の財政見通し

[改定率19.38%]

歳入

項目	(決算額)	(決算額)
	平成25年度	平成26年度
国保税	3,386,603	3,193,547
国県支出金	3,737,452	3,671,612
療給交付金	1,080,204	847,572
前期交付金	3,104,579	3,153,922
共同事業交付金	1,294,120	1,317,043
一般会計繰入金	675,803	703,655
基金繰入金	0	0
前年度繰越金	141,537	239,807
その他収入	38,111	52,863
歳入計	13,458,409	13,180,021

項目	(見込額)	(推計額)	(単位:千円)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	2,878,991	3,219,548	3,090,766
	3,844,418	3,989,665	4,146,218
	757,154	615,474	415,625
	3,154,251	3,198,897	3,251,458
	3,168,533	3,153,615	3,131,748
	900,269	897,968	863,309
	322,914	0	150,371
	52,544	0	24,958
	54,088	54,087	54,088
	15,133,162	15,129,254	15,128,541

歳出

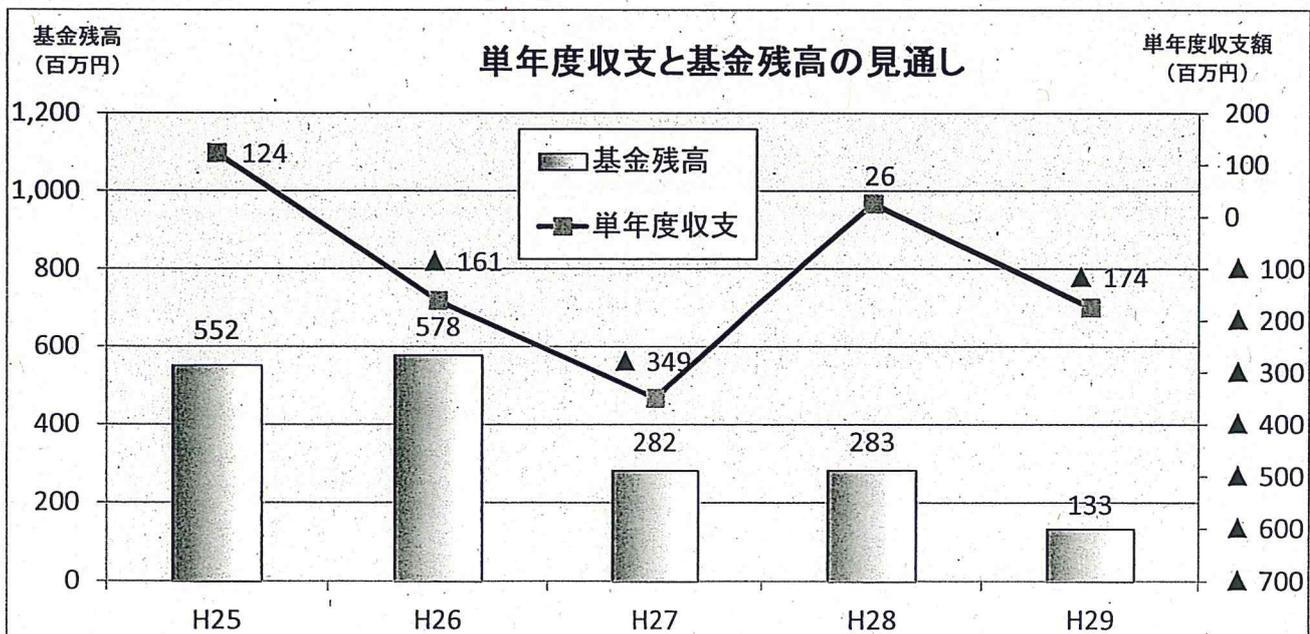
項目	平成25年度	平成26年度
	総務費	78,243
保険給付費	8,659,433	8,553,747
各種拠出金等	2,694,932	2,671,956
共同事業拠出金	1,391,172	1,423,917
保健事業費	202,839	197,843
基金積立金	26,132	26,221
その他支出	165,851	178,346
歳出計	13,218,602	13,127,477

項目	(単位:千円)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	81,014	78,916	76,881
	8,763,933	8,810,852	8,804,789
	2,529,135	2,561,884	2,597,156
	3,391,639	3,388,726	3,385,795
	217,640	217,640	217,640
	26,735	847	849
	123,066	45,431	45,431
	15,133,162	15,104,296	15,128,541

差引等

項目	平成25年度	平成26年度
	形式収支	239,807
単年度収支	124,402	▲ 161,041
給付基金残高	552,060	578,282

項目	(単位:千円)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	0	24,958	0
	▲ 348,723	25,805	▲ 174,480
	282,103	282,950	133,428



国民健康保険特別会計(事業勘定)収支概要

[改定率19.38%]

※平成27年度以降は推計値 (単位:千円)

[歳入]

項目	H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率
1 国民健康保険税	2,947,265	▲ 1.2	2,911,429	▲ 6.9	3,111,482	▲ 8.8	3,193,547	▲ 5.7	2,878,991	▲ 9.8	3,219,548	▲ 11.8	3,090,766	▲ 4.0		
2 国庫支出金	3,448,021	7.6	3,708,488	▲ 13.4	3,211,572	▲ 5.0	2,988,248	▲ 2.0	3,013,810	0.9	3,129,638	3.8	3,250,189	3.9		
うち療養給付費等負担金	2,426,870	4.6	2,537,487	▲ 10.4	2,274,354	▲ 1.7	2,130,612	▲ 4.7	2,089,415	▲ 1.9	2,175,433	4.1	2,256,333	3.7		
うち財政調整交付金	928,298	17.1	1,087,449	▲ 17.1	852,780	▲ 21.6	735,441	▲ 13.8	776,029	5.5	836,918	7.8	866,074	4.5		
3 県支出金	584,830	▲ 1.4	576,628	▲ 23.6	712,827	▲ 3.8	683,364	▲ 0.5	830,608	21.5	860,029	3.5	896,029	4.2		
うち財政調整交付金	498,983	▲ 0.5	496,665	▲ 0.5	629,728	26.8	609,304	▲ 3.2	602,600	▲ 1.1	743,132	23.3	771,897	3.9		
4 療養給付費交付金	901,955	20.9	1,090,052	▲ 20.9	1,213,910	11.4	1,080,204	▲ 11.0	847,572	▲ 21.5	757,154	▲ 10.7	615,474	▲ 18.7		
5 前期高齢者交付金	2,442,265	2.1	2,492,938	15.6	2,882,442	15.6	3,104,579	7.7	3,153,922	1.6	3,198,897	1.4	3,251,458	1.6		
6 共同事業交付金	1,306,278	▲ 0.5	1,299,799	▲ 0.5	1,348,539	3.7	1,294,120	▲ 4.0	1,317,043	1.8	3,168,533	140.6	3,131,748	▲ 0.7		
うち高齢医療費共同事業	227,920	238,388	4.6	246,836	3.5	234,709	▲ 4.9	222,790	▲ 5.1	260,475	16.9	265,678	2.0			
うち保険財政共同安定化事業	1,078,358	1,061,411	▲ 1.6	1,101,703	3.8	1,094,253	▲ 3.8	1,094,253	3.3	2,908,058	165.8	2,887,937	▲ 0.7			
7 一般会計繰入金	616,637	562,503	▲ 8.8	610,649	8.6	610,649	8.6	675,803	10.7	703,655	4.1	900,269	27.9	897,968	▲ 0.3	
うち保険基盤安定分	430,412	424,455	▲ 1.4	397,711	▲ 6.3	443,422	11.5	520,802	17.5	713,738	37.0	680,480	▲ 4.7	646,455	▲ 5.0	
うち事務費分	70,091	53,763	▲ 23.3	70,161	30.5	71,467	1.9	59,813	▲ 16.3	64,467	7.8	65,170	1.1	65,591	0.6	
うち財政安定化支援事業分	86,160	54,536	▲ 36.7	47,586	▲ 12.7	87,317	83.5	53,877	▲ 38.3	43,061	▲ 20.1	64,592	50.0	64,592	0.0	
うち国庫支出金減額繰入	0	0	0	69,378	皆増	52,032	▲ 25.0	45,176	▲ 13.2	53,803	19.1	52,726	▲ 2.0	51,671	▲ 2.0	
8 給付基金繰入金	0	400,000	皆増	320,000	▲ 20.0	0	0	0	0	322,914	皆増	0	100.0	皆増	150,371	皆増
9 その他の収入	751,467	299,172	▲ 60.2	215,061	▲ 28.1	179,648	▲ 16.5	292,670	62.9	106,632	▲ 63.6	54,087	▲ 49.3	79,046	46.1	
うち前年度繰越金	690,291	236,986	▲ 65.7	170,081	▲ 28.2	170,081	▲ 16.8	239,807	69.4	52,544	▲ 78.1	0	▲ 100.0	24,958	皆増	
計	12,998,718	13,341,009	2.6	13,626,482	2.1	13,458,409	▲ 1.2	13,180,021	▲ 2.1	15,133,162	14.8	15,129,254	▲ 0.0	15,128,541	▲ 0.0	

[歳出]

項目	H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率
1 総務費	128,217	80,101	▲ 37.5	77,151	▲ 3.7	78,243	1.4	75,447	▲ 3.6	81,014	7.4	78,916	▲ 2.6	76,881	▲ 2.6	
うち一般管理・徴税費	80,544	66,764	▲ 17.1	64,845	▲ 2.9	65,091	0.4	64,694	▲ 0.6	70,779	9.4	68,681	▲ 3.0	66,646	▲ 3.0	
2 保険給付費	8,496,022	8,693,939	2.3	8,791,343	1.1	8,659,433	▲ 1.5	8,553,747	▲ 1.2	8,763,933	2.5	8,810,852	0.5	8,804,789	▲ 0.1	
うち療養給付費	7,605,684	7,780,016	2.3	7,823,236	0.6	7,732,351	▲ 1.2	7,622,440	▲ 1.4	7,796,238	2.3	7,803,622	0.1	7,779,105	▲ 0.3	
うち高額療養費	799,696	823,216	2.9	877,881	6.6	851,715	▲ 3.0	859,303	0.9	884,717	3.0	907,188	2.5	925,664	2.0	
3 後期高齢者支援金等	1,585,847	1,727,871	9.0	1,820,891	5.4	1,825,380	0.2	1,807,234	▲ 1.0	1,754,933	▲ 2.9	1,766,525	0.7	1,779,657	0.7	
4 介護保険納付金	747,565	837,546	12.0	860,397	2.7	867,538	0.8	863,126	▲ 0.5	772,837	▲ 10.5	793,506	2.7	815,442	2.8	
5 共同事業拠出金	1,520,318	1,431,058	▲ 5.9	1,461,577	2.1	1,391,172	▲ 4.8	1,423,917	2.4	3,391,639	138.2	3,388,726	▲ 0.1	3,385,795	▲ 0.1	
うち高額医療費共同事業	250,274	223,955	▲ 10.5	237,372	6.0	217,812	▲ 8.2	236,975	8.8	261,765	10.5	264,383	1.0	267,027	1.0	
うち保険財政共同安定化事業	1,270,038	1,207,098	▲ 5.0	1,224,201	1.4	1,173,357	▲ 4.2	1,186,938	1.2	3,129,774	163.7	3,124,243	▲ 0.2	3,118,668	▲ 0.2	
6 保健事業費	200,349	208,961	4.3	205,676	▲ 1.6	202,839	▲ 1.4	197,843	▲ 2.5	217,640	10.0	217,640	0.0	217,640	0.0	
7 基金積立金	2,581	2,934	13.7	66,992	2183.3	26,132	▲ 61.0	26,221	0.3	26,735	2.0	847	▲ 96.8	849	0.2	
8 その他の支出	80,833	188,518	133.2	200,918	6.6	167,865	▲ 16.5	179,942	7.2	124,431	▲ 30.8	47,284	▲ 62.0	47,488	0.4	
うち償還金	37,028	153,579	314.8	176,522	14.9	144,337	▲ 18.2	149,509	3.6	67,635	▲ 54.8	0	▲ 100.0	0	0	
計	12,761,732	13,170,928	3.2	13,484,945	2.4	13,218,602	▲ 2.0	13,127,477	▲ 0.7	15,133,162	15.3	15,104,296	▲ 0.2	15,128,541	0.2	

[差引等]

項目	H22	H23	伸率	H24	伸率	H25	伸率	H26	伸率	H27	伸率	H28	伸率	H29	伸率
形式収支	236,986	170,081	▲ 28.2	141,537	▲ 16.8	239,807	69.4	52,544	▲ 78.1	0	▲ 100.0	24,958	皆増	0	▲ 100.0
単年度収支	▲ 450,723	▲ 463,971	2.9	▲ 281,552	▲ 39.3	124,402	▲ 144.2	▲ 161,041	▲ 229.5	▲ 348,723	116.5	25,805	▲ 107.4	▲ 174,480	▲ 776.1
給付基金残高	1,176,003	778,937	▲ 33.8	525,929	▲ 32.5	552,060	5.0	578,282	4.7	282,103	▲ 51.2	282,950	0.3	133,428	▲ 52.8

平成27年度 国保会計の収支改善に向けた協議スケジュール

月	国保運営協議会	協議内容	国・県の動向、議会等
11	第2回運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・国保の現状説明 ・収支改善取組みの説明、協議 	
12	第3回運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し案の説明、協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月定例会市議会 ・国の来年度予算案提示
1	第4回運営協議会 ※協議が必要な場合に開催	<ul style="list-style-type: none"> ・国の来年度予算に関連した調整案の協議 	
2	第5回運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・補正予算案等の説明、協議 ・来年度予算案の説明、協議 	
3			3月定例会市議会